

適時開示体制概要書
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成22年6月28日

会社名 株式会社 JALUX
(コード番号 2729 東証一部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、「幸せづくりのパートナー」の企業理念のもと、当社グループ全ての役社員がとるべき行動規範として「JALUXグループ行動指針」を制定し、情報開示に関して「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、社会通念上企業秘密と認められるものを除き、企業情報を積極的かつ公正に開示します。」と定め、この周知徹底及び実施にグループ一体となって取り組んでおります。

また、行動指針とともに「インサイダー取引防止規程」「情報セキュリティ規程」など、会社情報の管理に関連する社内規程を制定し、迅速かつ適正な会社情報の開示を実践する体制を構築しております。

1. 決定・発生事実の適時開示体制について

決定・発生事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、所管部署が直ちに経営企画部に報告いたします。経営企画部はこれら情報を受けた後、適時開示の要否を判定するとともに適時開示を要すると判断された場合は、関連部署と連携のうえ開示内容の取りまとめを行い、取締役会及びそれに準ずる意思決定機関の承認を経て、経営企画部・総務人事部担当役員が情報取扱責任者、経営企画部が担当窓口となって、当該情報の適時開示を実施いたします。また、子会社に係る重要な決定・発生事実についても、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、子会社が直ちに当社主管部に報告の上、同様の社内フローにより適時開示を実施いたします。

2. 決算情報等の適時開示体制について

決算情報等については、財務部が中心となって関連情報の収集にあたり、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、財務部が直ちに経営企画部に報告いたします。経営企画部はこれら情報を受けた後、適時開示の要否を判定するとともに適時開示を要すると判断された場合は、財務部と連携のうえ開示内容の取りまとめを行い、取締役会及びそれに準ずる意思決定機関の承認を経て、経営企画部・総務人事部担当役員が情報取扱責任者、経営企画部が担当窓口となって、決算情報等の適時開示を実施いたします。

3. 適時開示情報の管理体制等について

適時開示情報の管理にあたっては、経営企画部が当該情報の情報統制を行うこととし、当該情報に接する者を必要最小限に止めるとともに、「インサイダー取引防止規程」「情報セキュリティ規程」などの社内規程に基づき、情報管理の徹底に取り組んでいます。

以上